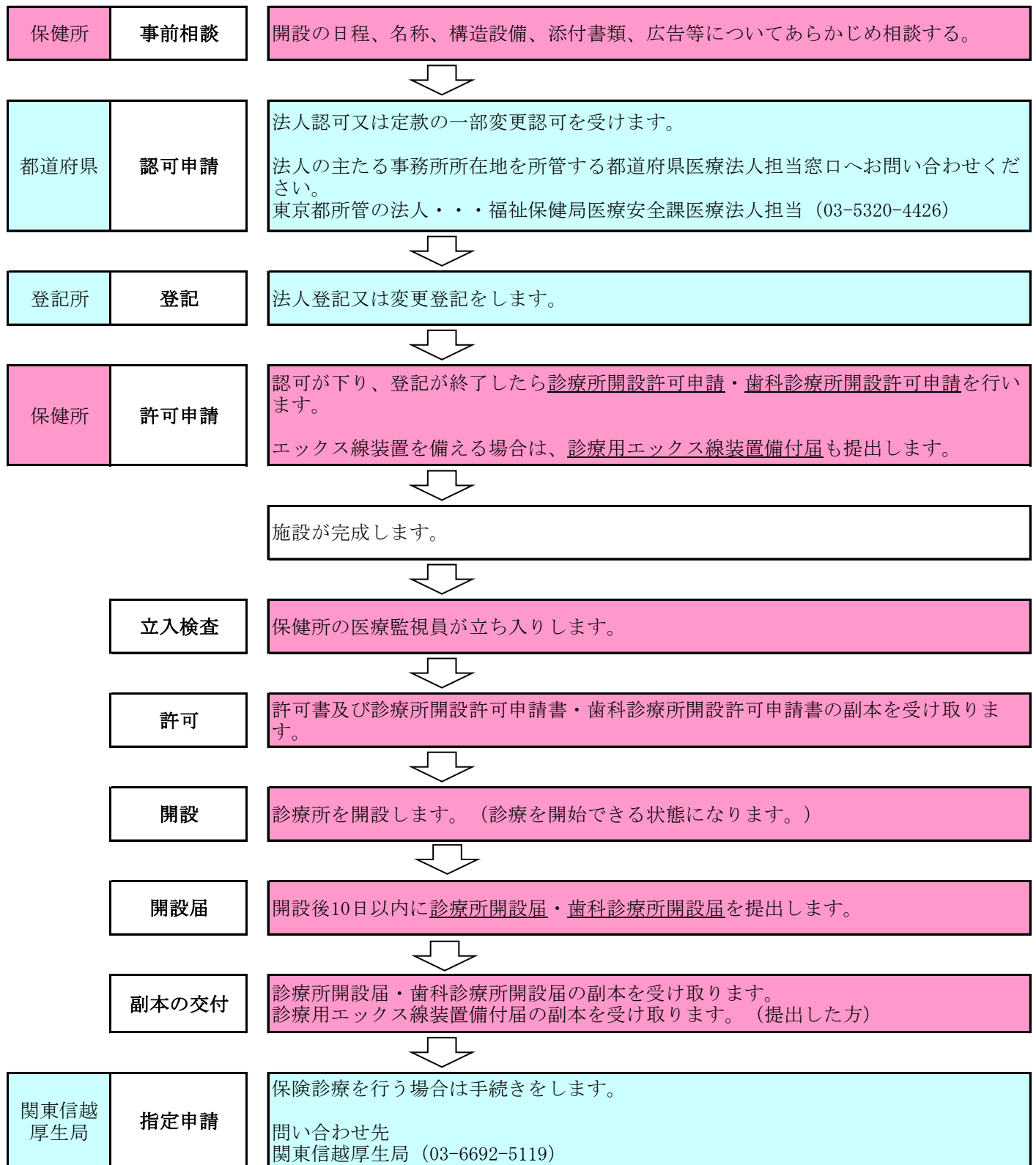


● 医療法人が開設する場合

開設手続きの流れ（新規開設、病床なし）



※注1）医療法人社団（又は財団）以外が開設する場合は、中央区保健所の担当にお問い合わせください。

※注2）個人⇒個人、個人⇒法人などの名義変更の場合は、新たな個人又は法人での開設日の前日で旧診療所を廃止します。

※注3）病床を設置したい場合は、予め東京都福祉保健局医療安全課医務担当（03-5320-4431）にご相談ください。
中央区を含む医療圏では、ベッド数が基準病床を超過している状況のため、中央区内での病床設置は非常に困難です。